

○倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示

(平成14年1月31日)
国土交通省告示第43号)

改正 平成14年5月10日国土交通省告示第395号
同 27年6月1日同 第692号

平成16年2月23日国土交通省令第149号
同 30年6月29日同 第787号

倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）の規定に基づき、倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示を次のとおり定める。

倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示

(登録申請書に添付すべき書類)

第1条 倉庫業法施行規則（以下単に「規則」という。）第2条第2項第1号ハの国土交通大臣の定める書類は、次のとおりとする。

(1) 次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類

規則第3条第1号の1類倉庫、規則第3条第2号の2類倉庫、規則第3条第3号の3類倉庫及び規則第3条第6号の貯蔵槽倉庫	<ol style="list-style-type: none">1 建築基準法（昭和25年法律第2101号）第6条第1項各号に該当する倉庫にあっては、当該倉庫に係る同法第7条第5項の検査済証又はこれに準ずる書類（以下「検査済証等」という。）2 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ざり並びに床の構造の詳細を記載した書類3 建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類4 構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ざり並びに床の強度が規則第3条の4第2項第2号の基準に適合していることを証する書類5 熱貫流率の計算書、構造材の仕様書その他の倉庫（規則第3条第3号の3類倉庫を除く。）の施設が規則第3条の4第2項第5号の基準に適合していることを証する書類6 警備業法（昭和40年法律第117号）第2条第5項に定める警備業務用機械装置（以下単に「警備業務用機械装置」という。）の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
規則第3条第4号の野積倉庫及び規則第3条第5号の水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
規則第3条第7号の危険品倉庫	<ol style="list-style-type: none">1 建築基準法第6条第1項各号に該当する工作物である倉庫にあっては、当該倉庫に係る検査済証等

	<ol style="list-style-type: none"> 2 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物（同法第9条の4第1項の指定数量以上のものに限る。以下単に「危険物」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第11条の規定に適合していることを証する書類 3 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス（同法第3条第1項第8号に掲げるものを除く。以下単に「高圧ガス」という。）を保管する倉庫にあっては、同法第16条第1項又は同法第17条の2第1項の規定に適合していることを証する書類 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス保安法」という。）第2条第1項に規定する液化石油ガス（以下単に「液化石油ガス」という。）を保管する倉庫（同法第36条第1項の規定による許可を受ける必要のあるものに限る。）にあっては、同項の許可を受けていることを証する書類 5 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第4号に規定する第1種事業所（石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による許可を受ける必要のある事業所であるものに限る。以下単に「第1種事業所」という。）である倉庫にあっては、同法第5条第1項の規定に適合していることを証する書類 6 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ざり並びに床の構造の詳細を記載した書類 7 建具表、建具キープランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類 8 土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 9 土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
<p>規則第3条第8号の冷蔵倉庫</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫にあっては、当該倉庫に係る検査済証等 2 当該倉庫に設けられた冷蔵設備が高圧ガスを使用する場合にあっては、高圧ガス保安法第5条第1項又は第2項の規定に適合していることを証する書類 3 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第1号の

	<p>食品を保管する倉庫にあつては、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第17号に掲げる営業に係る食品衛生法第52条第1項の許可を受けていることを証する書類</p> <p>4 矩計図その他の倉庫の屋根、軸組み、外壁及び荷ざり並びに床の構造の詳細を記載した書類</p> <p>5 建具表、建具ケーブランその他の倉庫に設けられた建具の構造の詳細及びその位置を記載した書類</p> <p>6 構造材の仕様書その他の倉庫の軸組み、外壁及び荷ざり並びに床の強度が規則第3条の4第2項第2号の基準に適合していることを証する書類</p> <p>7 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類</p> <p>8 当該倉庫に設けられた冷蔵設備の仕様書、実証実験の結果を記載した書類その他の当該倉庫が規則第3条の11第2項第3号の基準に適合していることを証する書類</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 規則第2条第2項第1号（ハ及びヘを除く。）に掲げる書類及び前号に規定する書類のみでは規則第3条の3から第3条の12までに規定する基準への適合性を証することができない場合にあつては、そのために必要な限度内で別途国土交通大臣又は地方運輸局長が指定する書類

（平14国交告395・全改、平16国交告149・平30国交告787・一部改正）

（変更登録申請に係る国土交通大臣が定める書類）

第1条の2 規則第4条第3項の国土交通大臣の定める書類は、規則第2条第2項第1号ハ及びホに掲げるもの（第1条の4に定めるものを除く。）とする。

（平30国交告787・追加）

（倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める施設設備基準）

第1条の3 規則第4条の3第1項の国土交通大臣の定める施設設備基準は、規則第3条の3第1号の基準のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる基準とする。

1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫及び貯蔵槽倉庫	規則第3条の4第2項第10号の基準のうち第10条第2号に係るもの
野積倉庫	規則第3条の7第2項第3号の基準
水面倉庫	規則第3条の8第2項第3号の基準
危険品倉庫	<p>1 規則第3条の3第2号の基準のうち第2条第3号ハからヘまでに係るもの</p> <p>2 土地に定着した工作物である場合にあつては規則第3条の4第2項第10号の基準のうち第10条第2号に係るもの</p>

	の 3 土地である場合にあっては規則第3条の7第2項第3号の基準
冷蔵倉庫	1 規則第3条の3第2項の基準のうち第2条第4号ニに係るもの 2 規則第3条の4第2項第10号の基準のうち第10条第2号に係るもの

(平30国交告787・追加)

(倉庫の基準適合確認に係る国土交通大臣が定める添付書類)

第1条の4 規則第4条の3第3項の国土交通大臣の定める書類は、規則第2条第2項第1号へに掲げる書類のほか、次の表の上欄に定める倉庫の種類に応じ、同表の下欄に掲げる書類とする。

1類倉庫、2類倉庫、3類倉庫及び貯蔵槽倉庫	警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
野積倉庫及び水面倉庫	照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
危険品倉庫	1 消防法第11条の規定に適合していることを証する書類 2 高圧ガス保安法第16条第1項又は同法第17条の2第1項の規定に適合していることを証する書類 3 液化石油ガス保安法第36条第1項の許可を受けていることを証する書類 4 石油コンビナート等災害防止法第5条第1項の規定に適合していることを証する書類 5 土地に定着した工作物である場合にあっては、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類 6 土地である場合にあっては、照明配置図、照明装置の仕様書その他の倉庫に設けられた照明装置の仕様の詳細及びその位置を記載した書類又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類
冷蔵倉庫	1 食品衛生法施行令第35条第17号に掲げる営業に係る食品衛生法第52条第1項の許可を受けていることを証する書類 2 警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有していることを証する書類

(平30国交告787・追加)

(倉庫の施設及び設備に関する法令の規定)

第2条 規則第3条の3第2号の国土交通大臣の定める法令の規定は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる倉庫であって、建築基準法第6条第1項各号に該当するものにあつては、建築基準法
- (2) 規則第3条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる倉庫であつて、建築基準法第6条第1項各号に該当しないもの又は規則第3条第4号若しくは第5号に掲げる倉庫にあつては、消防法第17条第1項並びに港湾法第40条第1項及び都市計画法第29条第1項又は第2項
- (3) 規則第3条第7号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定
 - イ 建築基準法第6条第1項各号に該当する工作物である倉庫にあつては、建築基準法
 - ロ 建築基準法第6条第1項各号に該当しない工作物又は土地である倉庫にあつては、消防法第17条第1項並びに港湾法第40条第1項及び都市計画法第29条第1項又は第2項
 - ハ 危険物を保管する倉庫にあつては、消防法第11条
 - ニ 高圧ガスを保管する倉庫にあつては、高圧ガス保安法第16条第1項又は同法第17条の2第1項
 - ホ 液化石油ガスを保管する倉庫にあつては、液化石油ガス保安法第36条第1項
 - ヘ 石油コンビナート等災害防止法第2条第4号に規定する第1種事業所である倉庫にあつては、同法第5条第1項
- (4) 規則第3条第8号に掲げる倉庫にあつては、次に掲げる規定
 - イ 建築基準法第6条第1項各号に該当する倉庫にあつては、建築基準法
 - ロ 建築基準法第6条第1項各号に該当しない倉庫にあつては、消防法第17条第1項並びに港湾法第40条第1項及び都市計画法第29条第1項又は第2項
 - ハ 高圧ガス保安法第5条第1項又は第2項
 - ニ 食品衛生法第4条第1号の食品を保管する倉庫にあつては、同法第52条第1項

(平16国交告149・平30国交告787・一部改正)

(一類倉庫の軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度)

第3条 規則第3条の4第2項第2号の国土交通大臣の定める軸組み、外壁又は荷ずりの強度の基準は、1平方メートルあたり2,500ニュートン以上の荷重に耐える強度を有することとする。ただし、ラック保管を行っている場合、外壁付近に貨物を配置しないことが明らかである場合等荷崩れのおそれのない措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

- 2 規則第3条の4第2項第2号の国土交通大臣の定める床の強度の基準は、1平方メートルあたり3,900ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(一類倉庫の防水措置)

第4条 規則第3条の4第2項第3号の国土交通大臣の定める構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 屋根の構造にあつては、次のいずれかであること。

- イ 波型鉄板葺、瓦棒葺、折板構造、ルーフデッキ構造（瓦棒型ルーフデッキを含む。）等の金属板葺のもの
- ロ 鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリート板、軽量気泡コンクリート板等で造られているもので、有効な防水措置が講じられていると認められるもの
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、これらと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められるもの

(2) 外壁の構造にあつては、次のいずれかであること。

- イ 波形鉄板その他の金属板張のもの
- ロ モルタル塗のもので、下地にラスシートその他の鉄板を全面的に使用したもの又は鉄網モルタル塗のもので、裏面に下地板及びアスファルトフェルト、アスファルトルーフィングその他の防水紙を張ったもの
- ハ 鉄筋コンクリート造のもので表面に有効な防水措置を施してあるもの又は金属系複合板張、プレキャストコンクリート板張若しくは軽量コンクリート板張（表面に有効な防水措置を施してあるものに限る。）のもので、各接合部分に有効な防水措置が講じられていると認められるもの
- ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、これらと同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められるもの

2 規則第3条の4第2項第3号の国土交通大臣の定める設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水を有効に排出できる雨樋を有すること。

(2) 倉庫又は倉庫と隣接して設けられた設備（倉庫と区画されていないものに限る。）の内部（以下「倉庫内等」という。）に樋及びこれに伴う排水路並びに水を使用する設備が設けられていないこと。ただし、次の基準に該当する場合にあつては、この限りでない。

- イ 谷樋にあつては、十分な水勾配がとられており、かつ、溢水を防ぐため十分な防水措置が講じられていること。
- ロ 水を使用する設備の周囲に堰^{せき}が設けられている等当該設備から倉庫内等へ水が浸透しないよう適切な措置が講じられていること。
- ハ 堅樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管（倉庫内等に設けられているものに限る。）にあつては、鋼管、硬質塩化ビニール管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されていること。
- ニ 樋又は水を使用する設備に付随する排水路（倉庫内等に設けられているものに限

る。)にあっては、十分な水勾配がとられているとともに、耐重型の蓋の備付け、地下埋設等溢水防止のための措置が講じられていること。

(平14国交告395・一部改正)

(一類倉庫の床の防湿措置)

第5条 規則第3条の4第2項第4号の国土交通大臣の定める防湿措置は、次のとおりとする。

- (1) 床面にアスファルト舗装が施されていること。
- (2) 床がコンクリート造のものにあっては、コンクリートの下にポリエチレンフィルム等の防水シートが敷き詰められていること、又はコンクリートの表面に金ごて押え等により有効な防湿措置が講じられていること。
- (3) 床がコンクリート板敷又は煉瓦敷のものにあっては、有効な防湿措置が講じられていること。
- (4) 床が板敷のものにあっては、床組部分の通風のため、床下換気孔が設けられていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上に土地からの水分の浸透及び床面の結露の防止上有効な構造であると認められる措置が講じられていること。

(一類倉庫の遮熱措置)

第6条 規則第3条の4第2項第5号の国土交通大臣の定める遮熱措置は、屋根、外壁及び開口部の熱貫流率の平均値が1平方メートル1度につき4.65ワット以下となるように措置されていることとする。

(一類倉庫の耐火性能又は防火性能)

第7条 規則第3条の4第2項第6号の国土交通大臣の定める基準は、倉庫の設けられている建物が建築基準法第2条第8号に定める防火構造（以下単に「防火構造」という。）で、その外壁のうち同法第2条第6号に定める延焼のおそれのある部分に設けられた開口部に同法第2条第9号の2に定める防火設備（防火戸に限る。以下次条において「防火設備」という。）を有すること、又は同法第2条第9号の2に定める耐火建築物（以下単に「耐火建築物」という。）若しくは同法第2条第9号の3に定める準耐火建築物（以下単に「準耐火建築物」という。）であることとする。

(平14国交告395・一部改正)

(一類倉庫の災害防止上有効な構造又は設備等)

第8条 規則第3条の4第2項第7号の国土交通大臣の定める施設は、次のとおりとする。ただし、倉庫と当該施設との間に災害防止の目的を達することができる自立した工作物（鉄筋コンクリート造等の堅固な構造を有するもので、倉庫の外壁、軒裏及び屋根を全て防護することができるものに限る。）が設けられているもの又は当該施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、倉庫に面する外壁に設けられた開口部に防火設備を有するものを除く。

- (1) 建築基準法第2条第4号の居室を有する施設（次号及び第3号に掲げる施設を除く。）であって倉庫の外壁から3メートル未満の範囲に存在するもの（以下「火気取

扱施設」という。)

(2) 工場、ごみ焼却場等の業務上火気を使用する施設（次号に掲げる施設を除く。）であって倉庫の外壁から5メートル未満の範囲に存在するもの（以下「業務上火気取扱施設」という。)

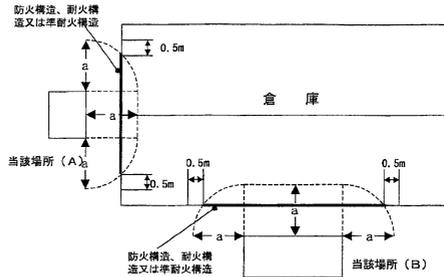
(3) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、高圧ガスの製造所（冷凍のためのものを除く。）、販売所及び貯蔵所又は火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に定める火薬類の製造所及び貯蔵所であって倉庫の外壁から10メートル未満の範囲に存在するもの（以下「危険物等取扱施設」という。)

2 規則第3条の4第2項第7号の国土交通大臣の定める構造又は設備は、次のとおりとする。

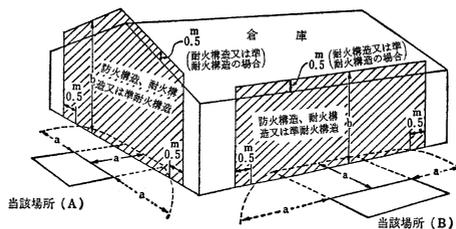
(1) 付近に前項第1号又は第2号に規定する施設が存在する倉庫にあっては、当該施設に面する倉庫の外壁のうち次図に示す部分を防火構造とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に防火設備を有すること。

(2) 付近に前項第3号に規定する施設が存在する倉庫にあっては、当該施設に面する倉庫の外壁のうち次図に示す部分を建築基準法第2条第7号に定める耐火構造（以下単に「耐火構造」という。）又は同法第2条第7号の2に定める準耐火構造（以下単に「準耐火構造」という。）とし、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項の特定防火設備（同条第14項第1号に規定する構造の防火戸に限る。以下単に「特定防火設備」という。）を有すること。

（ 平 面 図 ）



（ 透 視 図 ）



図中の a 及び b は、次のとおりとする

- a 当該場所が火気取扱施設の場合は3m、業務上火気取扱施設の場合は5m危険物取扱施設の場合は10mとする。
- b 防火構造、耐火構造又は準耐火構造とすべき部分の高さは、防火構造の場合にあっては、屋根面までの高さとし、耐火構造又は準耐火構造の場合にあっては、屋根面までの高さに0.5mを加えた高さとする。ただし、当該倉庫の屋根が耐火構造又は準耐火構造である場合にあっては、屋根面までの高さで足りることとする。

なお、災害防止上不十分である場合又は当該倉庫の高さに比して第8条第1項各号に定める施設が著しく小規模である場合等にあっては、この限りではない。

(平30国交告787・一部改正)

(一類倉庫の防火区画)

第9条 規則第3条の4第2項第8号に規定する施設は、次のとおり区画されていなければならない。

- (1) 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物である場合にあっては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第10項、第11項、第15項及び第16項並びに同令第129条の2の3第1項第1号ロの基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されていること。
- (2) 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物である場合にあっては、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第113条第1項の基準に適合する防火壁により区画されていること。

(平27国交告692・一部改正)

(一類倉庫の防犯措置)

第10条 規則第3条の4第2項第10号の国土交通大臣の定める構造及び設備は、次のとおりとする。

- (1) 出入口に扉を有し、かつ、錠を備えていること。
- (2) 倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有すること。
- (3) 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫（倉庫が相互に直接立ち入ることができないように区画されている場合にあっては、その区画された部分。以下この号において同じ。）に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分（以下「隣接部分」という。）が存在する場合にあっては、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられていること。ただし、隣接部分を当該倉庫に係る寄託者の用に供する場合にあっては、この限りでない。

(平30国交告787・一部改正)

(一類倉庫の防そ措置)

第11条 規則第3条の4第2項第11号の国土交通大臣の定める設備は、地窓及び下水管

又は下水溝に通じる部分に設けられた金網等のねずみの侵入を防止する設備及び出入口に設けられた閉鎖時にねずみの侵入を防止する設備とする。

(三類倉庫の特例)

第12条 規則第3条の6第2項ただし書きに規定する倉庫に係る基準は、次によるものとする。

- (1) 規則第3条の4第2項(第2号から第6号まで、第8号、第10号及び第11号を除く。)の規定に適合していること。
- (2) 壁の設けられた部分に限り、規則第3条の4第2項第2号の規定に適合していること。
- (3) 当該倉庫の設けられている建物内に設けられた火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が不燃材料の壁若しくは建築基準法第2条第9号の2ロに定める防火設備又は床により区画されていること。
- (4) 第10条第3号及び第4号に規定する防犯措置がとられていること。

(平14国交告395・平30国交告787・一部改正)

(野積倉庫の防護施設)

第13条 規則第3条の7第2項第2号の国土交通大臣の定める防護施設は、塀、柵、格子、鉄条網等の遮蔽物(1.5メートル以上の高さを有し、容易に破壊できない強度を有するものに限る。)又は岸壁であって最高水面から1.5メートル以上の高さを有するものとする。

(野積倉庫の防犯上有効な設備)

第14条 規則第3条の7第2項第3号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において2ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(平30国交告787・全改)

(建物の屋上を野積倉庫として用いる場合の屋上の床の強度)

第15条 規則第3条の7第2項第4号の国土交通大臣の定める基準は、1平方メートルあたり3,900ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(水面倉庫の防護施設)

第16条 規則第3条の8第2項第1号の国土交通大臣の定める工作物は、築堤、網羽^{あぼ}(くい等により固定されている場合に限る。)その他の工作物とする。

(水面倉庫の防犯上有効な設備)

第17条 規則第3条の8第2項第3号の国土交通大臣が定める防犯上有効な設備は、夜間、倉庫の周囲において2ルクス以上の照度が確保できる照明が設けられていること、又は警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有することとする。

(平30国交告787・全改)

(貯蔵槽倉庫の周壁の側面及び底面の強度)

第18条 規則第3条の9第2項第2号の国土交通大臣の定める周壁の側面の強度の基準は、1平方メートルあたり2,500ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

2 規則第3条の9第2項第2号の国土交通大臣の定める周壁の底面の強度の基準は、1平方メートルあたり3,900ニュートン以上の積載荷重に耐える強度を有することとする。

(冷蔵倉庫の基準)

第19条 規則第3条の11第2項第3号の国土交通大臣の定める基準は、次によるものとする。

(1) 冷凍機の冷凍能力が当該冷凍機によって冷却される冷蔵室及びこれと併用冷却される凍結装置その他の設備（以下「冷蔵室等」という。）に係る熱損失の合計以上であること。

(2) 冷蔵室の冷却管の全表面積（以下「冷却面積」という。）が当該冷蔵室に係る所要冷却面積以上であり、間接膨張による冷却方式の場合にあっては、ブライン冷却器の冷却面積が当該ブライン冷却器に係る所要冷却面積以上であること。

2 前項第1号の熱損失の合計は、次の各号に掲げる算式により算出された値の合計とする。なお、倉庫が保管温度の異なる複数の冷蔵室から構成されている場合にあっては、それぞれの冷蔵室ごとの熱損失を算出し、その合計をもって当該倉庫の熱損失の値とする。

(1) 天井、床、外壁及び間仕切壁（以下「天井等」という。）からの熱の侵入による熱損失にあっては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = K d (t_1 - t_2)$$

この式において、Q、K、d、 t_1 及び t_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 天井等熱侵入量（単位 ワット）の値

K 熱通過率（単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン）の値であって、一の層により構成された保冷材又は天井等にあっては、次の式により算出された値とし、複数の層により構成された保冷材又は天井等にあっては、各層ごとの熱伝導抵抗（次式により算出された熱通過率の逆数とする。）の和の逆数の値とする。

$$\text{熱通過率} = \frac{\text{温度零度の下での保冷材又は天井等の熱伝導率（単位 ワット毎メートル毎ケルビン）}}{\text{保冷材又は天井等の厚さ（単位 メートル）}}$$

d 天井等の表面積（単位 平方メートル）の値

t_1 外気等の温度であって、次に掲げる場所ごとに次表に定める値

天井上	40度
床下（防熱装置が地盤に接している場合）	15度
床下（防熱装置が地盤に接していない場合）	25度

外壁外	33度
間仕切壁外（隣室が冷蔵室の場合）	当該冷蔵室の級ごとに次表に定める温度
間仕切壁外（隣室が冷蔵室以外の場合）	15度

t₂ 冷蔵庫の温度であって、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級（保管温度がマイナス2度を超え10度以下のもの）	零度
C ₂ 級（保管温度がマイナス10度を超えマイナス2度以下のもの）	マイナス6度
C ₁ 級（保管温度がマイナス20度を超えマイナス10度以下のもの）	マイナス15度
F ₁ 級（保管温度がマイナス30度を超えマイナス20度以下のもの）	マイナス25度
F ₂ 級（保管温度がマイナス40度を超えマイナス30度以下のもの）	マイナス35度
F ₃ 級（保管温度がマイナス50度を超えマイナス40度以下のもの）	マイナス45度
F ₄ 級（保管温度がマイナス50度以下のもの）	マイナス55度

(2) 入庫した受寄物を保管温度まで冷却するための熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = C T (t_1 - t_2) \times \frac{1}{24} \times \frac{1}{3.6}$$

この式において、Q、C、T、t₁及びt₂は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 受寄物を冷却するための熱損失（単位 ワット）の値

C 受寄物の比熱の値（単位 ワット毎トン毎ケルビン）であつて、C₃級及びC₃級の冷蔵室にあつては、3.36とし、それ以外の冷蔵室にあつては、1.68とする。

T 1日あたりの入庫貨物量（単位 キログラム）の値であつて、冷蔵室の収容能力が2,000トン以下の場合にあつては、収容能力の3パーセント、冷蔵室の収容能力が2,000トンを超える場合にあつては、収容能力の2.5パーセントとして算出することとする。

t₁ 入庫の際の受寄物の温度であつて、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級及びC ₂ 級	15度
C ₁ 級	マイナス5度
F ₁ 級	マイナス10度
F ₂ 級	マイナス20度
F ₃ 級	マイナス30度
F ₄ 級	マイナス40度

t₂ 冷蔵室の温度であって、冷蔵室の級ごとに前号に定める値

(3) 換気に伴う熱損失、電動送風機の使用に伴う熱損失、作業員が発する熱による熱損失等の合計にあつては、第1号及び第2号に定めるところにより算出された熱損失の合計の45パーセント（電動送風機の使用に伴う熱損失がない場合にあつては、35パーセント）の値（単位 ワット）とする。

(4) その他当該冷蔵室と併用冷却される次のイ又はロに掲げる設備（冷蔵室と同時に運転されるものに限る。）を有する場合において、これらの設備の運転に要する熱損失の合計にあつては、これらの設備ごとに当該イ又はロに定める値とする。

イ 凍結装置 日産凍結能力1トンにつき5,790ワット

ロ 製氷装置 日産製氷能力1トンにつき6,760ワット

3 第1項第2号の冷蔵室に係る所要冷却面積は、次の算式により算出された値とする。

$$A = \frac{Q}{K(t_2 - t_3)}$$

この式において、A、Q、K、t₂及びt₃は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 所要冷却面積（単位 平方メートル）の値

Q 当該冷蔵室の熱損失（単位 ワット）の値であつて、第2項各号に掲げる数式により算出された値の合計

K 熱通過率（単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン）の値

t₂ 冷蔵室の温度（単位 度）の値

t₃ 直接膨張式の場合にあつては、冷媒の蒸発温度、間接膨張式の場合にあつては、ブラインの温度（単位 度）の値

4 第1項第2号のブライン冷却器に係る所要冷却面積は、次の算式により算出された値とする。

$$A = \frac{Q}{K(t_3 - t_4)}$$

この式において、A、Q、K、 t_3 及び t_4 は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 所要冷却面積（単位 平方メートル）の値

Q 当該冷蔵室の熱損失（単位 ワット）の値であって、第2項各号に掲げる数式により算出された値の合計

K 熱通過率（単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン）の値

t_3 プラインの温度（単位 ケルビン）の値

t_4 冷媒の蒸発温度（単位 ケルビン）の値

- 5 第1項の規定にかかわらず、当該冷蔵倉庫が、冷却試験、過去の温度記録の調査その他の方法により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる場合には、規則第3条の11第2項第3号の国土交通大臣の定める基準を満たすものとする。

（平14国交告395・一部改正）

（倉庫管理主任者の設置の基準）

第20条 規則第8条第2号の国土交通大臣の定める倉庫は、野積倉庫、水面倉庫、危険品倉庫（野積により貨物の保管を行うものを除く。以下同じ。）、貯蔵槽倉庫及び冷蔵倉庫とし、野積倉庫及び水面倉庫にあつては有効面積1平方メートルにつき0.5平方メートル、危険品倉庫（貯蔵槽により貨物を保管するものを除く。）にあつては有効面積1平方メートルにつき2平方メートル、危険品倉庫であつて貯蔵槽により貨物を保管するものにあつては有効容積1立方メートルにつき0.4平方メートル、貯蔵槽倉庫及び冷蔵倉庫にあつては1立方メートルにつき0.2平方メートルの割合でそれぞれ換算するものとする。

- 2 規則第8条第2号の国土交通大臣が定める値は、1万平方メートルとする。

（倉庫の管理に関する講習）

第21条 規則第9条第1項第3号の国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習は、次の表の上欄に掲げる科目に関し、中欄に掲げる授業時間数により、下欄に掲げる者のうちのいずれかを講師として行われるものとする。

科 目	授 業 時間数	講 師
関係法規等（倉庫業法（昭和31年法律第21号）その他の倉庫の管理のため必要な関係法規及び倉庫寄託約款に関する事項（防火管理及び労働安全に関するものを除く。）	一時間	1 国の職員又は職員であった者等で倉庫業法その他の倉庫の管理のため必要な関係法規等に関する事項（防火管理及び労働安全に関するものを除く。）について専門的な知識を有する者 2 営業倉庫において10年以上実務に従事した経験を有する者

防火管理（消防法に関する事項 その他の倉庫における火災の防止のため必要な事項）	一時間	1 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で、消防法に関する事項その他の倉庫における火災の防止のため必要な事項について専門的な知識を有する者 2 営業倉庫において10年以上実務に従事した経験を有する者
労働安全（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に関する事項その他の倉庫荷役等における労働災害の防止のため必要な事項）	一時間	1 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で、労働安全衛生法に関する事項その他の労働災害の防止のため必要な事項について専門的な知識を有する者 2 営業倉庫において10年以上実務に従事した経験を有する者
倉庫管理実務（出入庫、保管、荷役その他の倉庫管理業務の実施に関する事項）	一時間	1 倉庫業者の組織する団体の職員又は職員であった者等で倉庫管理業務について専門的な知識を有する者 2 営業倉庫において10年以上実務に従事した経験を有する者

（平14国交告395・追加）

（トランクルームの認定の基準）

第22条 規則第21条第1項第1号の定温性能の基準は、次のとおりとする。

- (1) 冷却装置、加熱装置等を備えることにより、トランクルーム内の温度を一定の範囲内に保つことができること。
- (2) トランクルーム内の見やすい場所に温度計が設けられていること。
- (3) 規則第3条の4第2項各号の基準に適合していること。

2 規則第21条第1項第2号の定湿性能の基準は、次のとおりとする。

- (1) 除湿機、加湿機等を備えることにより、トランクルーム内の湿度を一定の範囲内に保つことができること。
- (2) トランクルーム内の見やすい場所に湿度計が設けられていること。
- (3) 規則第3条の4第2項各号の基準に適合していること。

3 規則第21条第1項第3号の防塵性能の基準は、次のとおりとする。

- (1) 床に防塵塗装その他の防塵措置が講じられていること。
- (2) トランクルーム内の集塵のため、清掃機その他の機器が備えられていること。
- (3) 保管物品への直接の塵の付着を防止するための専用保管容器、防塵カバー等が備えられていること。

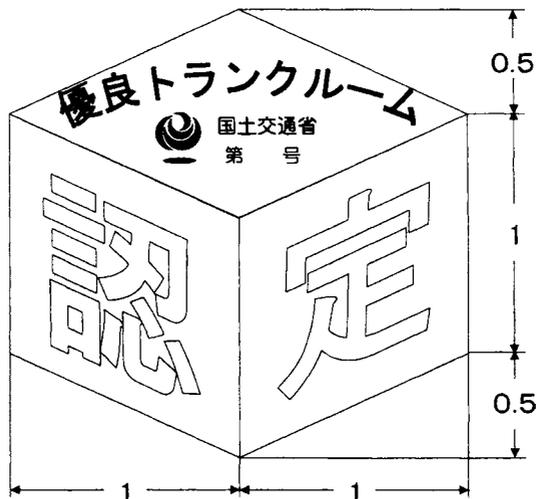
- (4) 規則第3条の4第2項各号の基準に適合していること。
- 4 規則第21条第1項第4号の防虫性能の基準は、次のとおりとする。
- (1) 冷却装置等を備えることにより、トランクルーム内の温度を害虫の発生を防ぐ一定の温度以下に保つことができること。
- (2) 除湿機等を備えることにより、トランクルーム内の湿度を害虫の発生を防ぐ一定の湿度以下に保つことができること。
- (3) 害虫の発生を防止するため、トランクルーム内に有効な防虫剤又は薫蒸装置が備えられていること。
- (4) 規則第3条の4第2項各号の基準に適合していること。
- 5 規則第21条第1項第5号の防磁性能の基準は、次のとおりとする。
- (1) 磁気を帯びた物品がトランクルーム内に入ることを防止するため、トランクルームの入口に磁気センサーが設けられていること又は保管物品への磁気の影響を防ぐための専用保管容器が備えられていること。
- (2) 規則第3条の4第2項各号の基準に適合していること。
- 6 規則第21条第1項第6号の常温及び常湿性能の基準は、規則第3条の4第2項各号の基準に適合していることとする。

(平14国交告395・旧第21条線下・一部改正、平30国交告787・一部改正)

(認定マーク)

第23条 法第25条の認定を受けたトランクルームに係る倉庫業者は、当該トランクルームが認定トランクルームであることを示すマークを当該認定トランクルームに係る営業所その他の事業所に掲示し、又はパンフレットその他の当該認定トランクルームの利用者に配布する書面上に付することができる。

- 2 前項のマークは、次のとおりとする。



備考 地の上の部分の色彩は黄色、文字及び記号を黒色、地の左の部分の色彩は明るい赤色、文字を白色、地の右の部分の色彩は空色、文字を白色とする。

マークの下には、当該優良トランクルームの有する性能を列記すること。

(平14国交告395・旧第22条線下)

附 則

この告示は、倉庫業法の一部を改正する法律（平成13年法律第42号）の施行の日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則（平成16年2月23日国土交通省告示第149号）

この告示は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成16年2月27日）から施行する。

附 則（平成27年6月1日国土交通省告示第692号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則（平成30年6月29日国土交通省告示第787号）

この告示は、公布の日から施行する。